

低炭素型建設機械の認定に関する規程

(目的)

第1 本規程は、土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械（以下「建設機械」という。）であって、二酸化炭素（CO₂）排出量低減が相当程度図られたもの（以下「低炭素型建設機械」という。）の型式についての認定（以下「型式認定」という。）等に関して必要な事項を定めることにより、CO₂ 排出低減に資する低炭素型建設機械の普及を促進し、もって建設施工において排出される二酸化炭素の低減を図るとともに、地球環境保全に寄与することを目的とする。

(低炭素型建設機械の型式認定)

第2 大臣官房参事官（イノベーション）は、次に掲げる条件に全て適合している建設機械を、低炭素型建設機械として認定することができる。

(1) 以下のいずれかに該当するものであること。

- 一 原動機として電動機と軽油を燃料とする内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して、電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能（エネルギー回生機能）を備えた油圧ショベル
- 二 原動機として軽油を燃料とする内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを油圧エネルギーに変換して、油圧装置駆動用蓄圧装置（以下「蓄圧装置」という。）に蓄圧する機能（エネルギー回生機能）を備えた油圧ショベル
- 三 蓄電装置に充電した電気エネルギーを動力として電動機を駆動（以下「バッテリー式」という。）する油圧ショベル
- 四 有線により外部から供給される電力を動力として電動機を駆動（以下「有線式」という。）する油圧ショベル
- 五 軽油を燃料とする内燃機関により発電機を稼働し、発電された電気エネルギーを動力として電動機を駆動（以下「発電式」という。）するブルドーザ

(2) 定格出力が19kW以上560kW未満である軽油を燃料とする内燃機関を備えたものについては、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づく型式届出がなされたものであること。

(3) 標準バケット山積容量が0.25m³以上1.70m³未満の油圧ショベル又は定格出力が19kW以上300kW未満のブルドーザについては、別紙1に規定する燃料消費量評価値算定要領により算出された燃料消費量評価値が別表1又は別表2の左欄に掲げる区分に応じて、同表右欄に掲げる燃費基準値以下であること。

2 大臣官房参事官（イノベーション）は、原則として低炭素型建設機械認定申請書（以下「認定申請書」という。）が提出された日から3カ月以内に審査を行い、認定した建設機械の認定番号と認定した旨について申請者に文書で通知するものとする。

3 大臣官房参事官（イノベーション）は型式認定を受けたものについては、認定申請書及び変更届出書における記載事項について公表するものとする。

(認定の申請)

第3 建設機械の供給を行うことを業とする者で型式認定を受けようとするものは、認定申請書(様式1)の他、次に掲げる書面を大臣官房参事官(イノベーション)に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る建設機械のエネルギー消費性能に関する諸元表(様式2-1又は様式2-2)及び仕様書を提出すること。標準バケット山積容量が0.25m³以上1.70m³未満の油圧ショベル又は定格出力が19kW以上300kW未満のブルドーザについては、別紙1に規定する燃料消費量評価値の算定に係る試験方法による試験結果記録表及び試験方法の品質管理体制(試験実施組織及び実施要領)を記載した書面も提出すること。日本産業規格Q9001の規格又はこれと同等以上の規格を取得している事実を証する書面であっても差し支えない。また、駆動又は回生に係る電気系統全体を容易に理解できるようなブロック図を提出し、エネルギー回生機能を有するものについては、当該部分を明示したブロック図を提出すること。
- (2) 申請に係る建設機械の写真(前方、左側方、右斜め後方の各1枚ずつ)及び別紙1に規定する燃料消費量評価値の算定に係る試験方法により試験を実施した際の写真(油圧ショベルにおいては掘削・積込み動作試験、ならし動作試験、走行試験の写真、ブルドーザにおいてはけん引試験の写真を各1枚ずつ)を提出すること。
- 2 同時に複数の認定申請を行う場合には、認定申請する全ての型式名称及び規格の目録を添付するものとする。
- 3 型式認定を申請する者が認定申請を行う建設機械に関して他者から供給を受けている場合には、供給者による建設機械同一証明書(様式3)を提出しなければならない。
- 4 他者と共同で供給しようとしている場合には、建設機械共同供給証明書(様式4)の提出を行わなければならない。
- 5 大臣官房参事官(イノベーション)は、前4項に規定するもののほか、申請者に対し、認定に関し必要があると認めるときは、必要な書面の提出を求めることができる。

(型式認定をしない場合)

- 第4 大臣官房参事官(イノベーション)は、認定申請書が提出された場合において、申請者が当該申請の日以前に型式認定を受けた建設機械の型式が第6の1(2)に該当することにより型式認定を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しないとき、又は認定申請書若しくはその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載があるときは、型式認定をしないものとする。
- 2 大臣官房参事官(イノベーション)は、認定申請書が提出された場合において、型式認定をしないときは、理由を付してその旨を申請者に文書で通知するものとする。

(変更の届出)

第5 型式認定を受けた者は、認定申請書に記載する事項のうち、申請者の名称若しくは住所又は申請に係る建設機械の質量について変更したときは、その日から60日以内に大臣官房参事官(イノベーション)に記載事項変更届出書(様式5)を用いて届け出なければならない。

(型式認定の取消し)

- 第6 大臣官房参事官(イノベーション)は、次の各号のいずれかに該当するときは、型式認定を取り消すことができる。
- (1) 認定を受けた者が認定の取り消しを申請したとき。

(2) 不正の手段により型式認定を受けたことが判明したとき。

2 大臣官房参事官（イノベーション）は、前項の規定により型式認定を取り消したときは、理由を付してその旨を当該型式認定の申請者に文書で通知する。

（認定建設機械の報告）

第7 型式認定を受けたものは、毎年度、当該認定建設機械の販売台数を当該年度終了後 60 日以内に大臣官房参事官（イノベーション）へ報告するものとする。

（利用の促進）

第8 大臣官房参事官（イノベーション）は、低炭素型建設機械の利用の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

（新規認定の停止）

第9 大臣官房参事官（イノベーション）が第2条による認定を行う建設機械は、令和6年4月26日までに第3条による申請が行われたものに限る。

附 則

1 本規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日国総施環第205号）

1 本規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月31日国総環リ第84号）

1 本規程は、平成24年8月31日から施行する。

附 則（平成25年6月28日国総環リ第32号）

1 本規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（令和4年11月21日国総公第160号）

1 本規程は、令和4年12月2日から施行する。

附 則（令和5年4月4日国技施第11号）

1 本規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日国官参イ第202号）

1 本規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 油圧ショベルの燃費基準値

区分 標準バケット山積容量 (m ³)	燃費基準値 (kg/標準動作)
0.25 以上 0.36 未満	4.3
0.36 以上 0.47 未満	6.4
0.47 以上 0.55 未満	6.9
0.55 以上 0.70 未満	9.2
0.70 以上 0.90 未満	10.8
0.90 以上 1.05 未満	13.9
1.05 以上 1.30 未満	13.9
1.30 以上 1.70 未満	19.9

別表2 ブルドーザの燃料基準値

区分 定格出力 (kW)	燃費基準値 (g/kWh)
19 以上 75 未満	568
75 以上 170 未満	530
170 以上 300 未満	508

(2) 燃料消費量評価値の記入に当たっての末尾処理は、JCMAS H020 によるものについては、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載し、JCMAS H021 によるものについては、小数第 1 位を四捨五入し、整数値までを記載するものとする。

低炭素型建設機械認定申請書

年 月 日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称

（代表者の氏名）

住 所

低炭素型建設機械の認定に関する規程第3の1の規定に基づき、下記のとおり低炭素型建設機械の認定を申請します。

記

1. 申請に係る建設機械の型式及び規格

型式： _____

規 格	建設機械の名称	
	標準バケット山積容量 (m3)	
	定格出力 (kW, min-1)	/
	質量 (t)	
	燃料消費量評価値 (kg/標準動作)	
	電力消費量評価値 (kWh/標準動作)	

2. 建設機械に搭載する蓄電装置又は蓄圧装置の形式

3. 問い合わせ先（所属、担当者、郵便番号、電話番号、メールアドレス）

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日する。

(2) 建設機械の名称は、「油圧ショベル」又は「ブルドーザ」を記載すること。

(3) 標準バケット山積容量は油圧ショベルにおいてのみ記入し、ブルドーザにおいては「-」を記載すること。

(4) 定格出力は、JIS B 8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力の値を記載すること。

(5) 質量は、各仕様における質量ではなく、標準機における質量を記載すること。

(6) 別表 1 又は別表 2 の区分の範囲外の建設機械については、燃料消費量評価値欄及び電力消費量評価値欄に「-」を記載すること。

(7) 蓄電装置及び蓄圧装置を搭載していない場合は、2. 建設機械に搭載する蓄電装置の形式には「有線式」又は「発電式」を記載すること。

(8) 問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。

様式 2 - 1

エネルギー消費性能に関する諸元表（油圧ショベル）

			申請機械（記載例）	
建設機械の型式			BH200-8	
同等エネルギー消費性能範囲を別にする諸元	エンジン型式		7ｲ ABC123-4	
	定格出力／定格回転速度 ^{注1}		ネット ###.# kW／#### min ⁻¹ グロス ###.# kW／#### min ⁻¹	
	駆動用電動機の型式		ｲｶ DEF567-8	
	定格出力／定格回転速度		###.# kW／#### min ⁻¹	
	外部電源の電圧 ^{注2}		三相 ### V	
	蓄電装置又は蓄圧装置の形式 ^{注3}		電気二重層キャパシタ	
	油圧システム、 主要油圧コン ポーネント	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注4}	ｷｸ GHI901-2
			形式 ^{注5}	可変容量ピストン式
回転速度 ^{注6}			#### min ⁻¹	
制御弁		型式又は仕様 ^{注4}	ｽﾌ-ﾙ径 ##φ 多連弁	
		設定圧 ^{注7}	##.# MPa	

注1 JIS B 8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力、グロス出力の両方の値を記載すること。

注2 有線式以外については、「-」を記載すること。

注3 蓄電装置及び蓄圧装置を搭載していない場合は、「-」を記載すること。

注4 型式名がない場合は主な仕様を記載すること。

注5 可変容量、定容量等の別、ピストン、ペーン、ギヤ等の別を記載すること。

注6 定格回転時のポンプ回転数を記載すること。

注7 主リリーフ弁設定圧を記載すること。

エネルギー消費性能に関する諸元表（ブルドーザ）

					申請機械（記載例）
建設機械の型式					B65ABC-15
同等エネルギー消費性能範囲を別にする諸元	エンジン型式				7ｲﾝ ABC123-4
	定格出力／定格回転速度 ^{注1}				ネット ###.# kW／#### min ⁻¹ グロス ###.# kW／#### min ⁻¹
	伝動部分の型式、形式、仕様	発電式の場合	発電機	形式	三相交流発電式
				定格出力／定格回転速度	###.# kW／#### min ⁻¹
			駆動用電動機	形式	三相交流誘導電動式
				定格出力／定格回転速度	###.# kW／#### min ⁻¹
			減速装置	終減速装置形式	平歯車 1 段、遊星歯車 1 段式
				総減速比	##.#
	機械式の場合	変速装置	形式 ^{注2}	トルクフロー	
			トルコンパワータ（又は主クラッチ）形式	3 要素 1 段 1 相式	
			変速機形式	遊星歯車式 (F3/R3)	
		総減速比	F1/F2/F3	##.#/##.#/##.#	
			R1/R2/R3	##.#/##.#/##.#	
		油圧式 (HST) の場合	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注3}	工材 DEF567-8
	形式 ^{注4}			可変容量 [°] ストン式	
設定圧/回転速度 ^{注5}	##.# MPa/#### min ⁻¹				
油圧モータ	型式又は仕様 ^{注3}		斜板###cc/rev		
	形式 ^{注4}		可変容量 [°] ストン式		
減速装置	終減速装置形式		平歯車 1 段、遊星歯車 1 段式		
	総減速比	##.#			

注1 JIS B 8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力、グロス出力の両方の値を記載すること。

注2 トルコンパワースhift（パワースhift又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバイダ機構の有無、ダイレクトパワースhift（ハイドロシフト）、ダイレクトドライブ等。

注3 型式名がない場合は主な仕様を記載すること。

注4 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載すること。

注5 主リリーフ弁設定圧とエンジン定格回転時のポンプ回転数を記載すること。

様式 3

建設機械同一証明書

年 月 日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称

（代表者の氏名）

住 所

低炭素型建設機械の認定に関する規程第3の3に基づき、下記の建設機械は弊社で製造し、△△△△株式会社に供給していることを証明致します。

記

1. 弊社における建設機械の名称及び型式

2. 供給先における建設機械の名称及び型式

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

様式 4

建設機械共同供給証明書

年 月 日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称
（代表者の氏名）

住 所

氏名又は名称
（代表者の氏名）

住 所

氏名又は名称
（代表者の氏名）

住 所

低炭素型建設機械の認定に関する規程第3の4に基づき、〇〇〇株式会社、△△△株式会社、□□□株式会社の下記の建設機械は、共同で供給しようとするものであることを証明致します。

記

1. 〇〇〇株式会社における建設機械の名称及び型式
2. △△△株式会社における建設機械の名称及び型式
3. □□□株式会社における建設機械の名称及び型式

備考 (1)日付は、本書面を提出した年月日とする。

様式 5

低炭素型建設機械認定申請書に係る記載事項変更届出書

年 月 日

国土交通省

大臣官房参事官（イノベーション） 殿

氏名又は名称
（代表者の氏名）

住 所

低炭素型建設機械の認定に関する規程第5の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 申請に係る建設機械の名称及び型式
2. 認定番号
3. 変更事項および変更事由
4. 変更年月日
5. 問い合わせ先（所属、担当者、郵便番号、電話番号、メールアドレス）
6. その他必要な事項

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

(2) 問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。